

指定障害福祉サービス事業者  
指定申請手続き等の概要

平成30年4月

熊本市障がい保健福祉課

# 第1章 障害福祉サービスに係る概要

## 1・障害福祉サービスについて

### (1) 障害福祉サービスの概要

(法第5条)

- 「障害福祉サービス」とは、障害者又は障害児に対し、その生活において必要な介護、訓練等の便宜を供与するサービスです。
- 法令に定められた様々な種類のサービスがあります。
- 「障害者支援施設」が行う障害福祉サービスを「施設障害福祉サービス」といい、それ以外の障害福祉サービスを行う事業を「障害福祉サービス事業」といいます。

### (2) 障害福祉サービスの種類等

(法第5条)

サービス名	サービスの内容
居宅介護	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与すること
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与すること
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与すること
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与すること
療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院その他の施設等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること
生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与すること
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与すること
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供すること
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与すること

自立訓練（機能訓練）	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること
自立訓練（生活訓練）	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること
就労移行支援	就労を希望する障害者につき、一定の期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者であって、雇用契約に基づく就労が可能である者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者であって、雇用契約に基づく就労が困難である者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること
就労定着支援	就労に向けた支援として、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、3年間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整等の便宜を供与すること
共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うこと
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行うこと

## 2・障害福祉サービス事業について

### (1) 障害福祉サービス事業の開始等 (法第79条)

- 国及び都道府県以外の者は、あらかじめ、必要な事項を市長に届け出て、障害福祉サービス事業を行うことができます。
- 届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- 障害福祉サービス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、必要な事項を市長に届け出る義務があります。

### (2) 障害福祉サービス事業の基準 (法第80条)

#### ① 基準の制定主体

障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）の基準は、本市が条例で定めています。

#### ② 基準の遵守

基準に係る障害福祉サービス事業を行う者は、当該基準を遵守する義務があります。

市長は、障害福祉サービス事業を行う者が、市長が行う命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたとき等は、事業の制限又は停止を命ずることができます。

### 3・障害福祉サービスに係る費用の助成について

#### (1) 介護給付費等

- 障害者又は障害児の保護者は、障害福祉サービスの利用に係る費用の助成（給付）を受けることができます。
- この給付を「介護給付費等」といいます。
- 市長の支給決定を受けた障害者等が「都道府県知事等が指定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等」を利用した場合、介護給付費等を支給します。

#### (2) 指定障害福祉サービス事業者

本市は政令指定都市のため、市内にある障害福祉サービス事業者に係る指定は、市長が行います。

- これまでの内容のとおり、障害福祉サービスの事業を開始しただけでは、その障害福祉サービスを利用する障害者等は費用の助成が受けられません。
- 利用者の負担が大きいため、指定を受けずに障害福祉サービス事業を行うことは、現実的に考えられません。
- 利用者が費用の助成を受けるためには、事業の開始等とともに、市長が行う「指定」を受ける必要があります。

## 第2章 障害福祉サービス事業者の指定

### 1・指定に係る申請等について

#### (1) 指定の申請

(法第36条)

○ 指定は、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所ごとに行います。

※ 既に指定障害福祉サービスを実施している事業者であっても、新たに他の障害福祉サービスに係る指定を受ける場合は、申請が必要です。

○ 特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）については、特に障害福祉サービスの量を計画的に整備する必要があります。

※ 熊本市障がい福祉計画で定める量に既に達している場合等は、指定しないことがあるため、特定障害福祉サービスに係る申請を検討する場合は、あらかじめご相談ください。

○ 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、指定をすることができません。（療養介護に係る指定にあっては第7号を除く。）

法第36条 第3項の号	内容
第1号	申請者が本市の条例で定める者（＝法人）でないとき。
第2号	当該申請に係るサービス事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、本市の条例で定める基準を満たしていないとき。
第3号	申請者が、本市の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
第4号	申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
第5号	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
第5号の2	申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
第6号	申請者が、第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。 ※ 取消の処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合もあります。
第7号	申請者、申請者の親会社等と密接な関係を有する法人が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。 ※ 取消の処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合もあります。

第8号	申請者が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
第9号	申請者が、第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。)までの間に事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
第10号	第8号に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員又は事業所の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
第11号	申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
第12号	申請者の役員及び事業所の管理者のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

○ 指定の申請をする法人は、定款に、以下のとおり、障害福祉サービス事業を行うための適切な目的の記載が必要です。

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

※ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等、定款の変更に所轄庁の認可が必要な法人については、あわせて所轄庁にも確認を行ってください。

○ なお、就労継続支援A型については、「専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。」ため、事業目的の記載によっては、指定をしないことがあります。

## (2) 特定障害福祉サービスに係る指定の変更申請 (法第37条)

特定障害福祉サービス(生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型)に係る指定を受けた者は、サービスの量を増加しようとするときは、あらかじめ、指定の変更を申請することとなります。

※ 熊本市障がい福祉計画で定める量に既に達している場合等は、指定の変更をしないことがあります。

## (3) 指定の更新 (法第41条)

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定は、六年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、指定の効力を失います。

○ 指定の更新申請は、上記の指定申請と同じ規定が適用されます。

## 2・指定障害福祉サービス事業者の責務について (法第42条)

指定障害福祉サービス事業者は、以下の責務を有します。

○ 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めること。

○ その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めること。

○ 障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

### 3・指定障害福祉サービス事業の基準について

(法第43条)

#### (1) 基準の制定主体

指定障害福祉サービス事業の基準は、本市が条例で定めています。

#### (2) 基準の遵守

- 指定障害福祉サービス事業者は、サービス事業所ごとに、基準に従い、障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければなりません。
- 指定障害福祉サービス事業者は、事業の設備及び運営に関する基準に従い、障害福祉サービスを提供しなければなりません。

### 4・指定障害福祉サービス事業者における変更の届出等について

(法第46条)

- 指定障害福祉サービス事業者は、サービス事業所の名称、所在地、管理者、運営規程等に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- 指定障害福祉サービス事業者は、休止した指定障害福祉サービスを再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。

※ 事業の廃止又は休止の届出をしたときは、届出の日前一月以内にサービスを受けていた者であって、廃止等の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う義務があります。

### 5・指定障害福祉サービス事業者に対する指導、監査等について

#### (1) 指定障害福祉サービス事業者に対する指導

(法第10条)

##### ① 指導の方針

法第10条第1項に基づく質問等により、指定障害福祉サービス事業者に対し、指定基準、報酬の算定基準等に規定する取扱い、介護給付費等の請求に関する事項について周知徹底することを方針とした指導を行います。

##### ② 指導の実施方法

###### ア 集団指導

一定の場所に集めて講習等の方法により、毎年度、定期的を実施します。

###### イ 実地指導

- 指定障害福祉サービス事業の事業所の実地において行います。
- 原則として、3年に1回を目安として実施します。

## ① 実地検査等

市長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者に対し、以下の対応を行うことができます。

	内容
ア	報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ずること。
イ	指定障害福祉サービス事業者、その従業者等に対し出頭を求めること。
ウ	本市職員に関係者に対して質問させ、サービス事業所、事務所その他事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。

## ② 勧告

- 市長は、障害福祉サービス事業者に指定基準違反の事実が確認された場合、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができます。
- 勧告を受けた指定事業者は、期限内に文書により報告を行うこととします。
- 市長は、指定事業者が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

## ③ 命令

- 市長は、勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。
- 命令を受けた指定事業者は、期限内に文書により報告を行うこととします。
- 市長は、命令をしたときは、その旨を公示しなければなりません。

## ④ 指定の取消し

市長は、次のいずれかに該当する場合には、指定事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

	内容
ア	指定障害福祉サービス事業者が、指定欠格要件である第36条第3項第4号から第5号の2まで、第12号又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。
イ	指定障害福祉サービス事業者が、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行する義務に違反したと認められるとき。
ウ	指定障害福祉サービス事業者が、サービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、本市の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
エ	指定障害福祉サービス事業者が、本市の条例で定める事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。
オ	介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。
カ	指定障害福祉サービス事業者が、監査による報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。



キ	指定障害福祉サービス事業者、その従業者が、監査により出頭を求められてこれに 응せず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
ク	指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。
ケ	指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
コ	指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
サ	指定障害福祉サービス事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

⑤ 公示

市長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければなりません。

	内容
ア	指定障害福祉サービス事業者の指定をしたとき。
イ	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったとき。
ウ	指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したとき。

## 第3章 指定に係る手続き等のご案内

### 1・指定申請

#### (1) 指定申請に係るスケジュール等

手順	内容	時期等	留意点等
①	事前相談	事業の開始予定日の2ヶ月半以上前	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度概要を把握し、概ね、実施する障害福祉サービス事業等の種類を決めたうえで、ご相談ください。</li> <li>○ 相談日時の予約のため、事前に熊本市障がい保健福祉課に電話してください。(096-328-2519)</li> <li>※ 緊急時を除き、予約のない相談対応は行いません。</li> </ul>
↓			
②	事前協議	事業の開始予定日の2ヶ月以上前	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前相談の内容を踏まえて、指定申請書、添付書類等を仮で作成したうえで協議します。</li> <li>○ 協議日時の予約のため、事前に熊本市障がい保健福祉課に電話してください。</li> </ul>
↓			
③	申請	事業の開始予定日の1ヶ月半以上前	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前協議の内容を踏まえて申請書を作成し、熊本市障がい保健福祉課へ1部提出してください。</li> <li>○ 事業の開始予定日の1ヶ月半以上前に必ず提出してください。</li> <li>※ 申請が遅れた場合は、当該遅れた日数に応じて指定開始日が遅れますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>
↓			
④	申請内容の審査	原則として申請日から30日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請を受理した後に、指定基準を満たしているか等を具体的に審査します。必要に応じ、実地で設備等を確認します。</li> <li>○ 人員、設備等の要件に不足がある場合、書類に不備がある場合等は、必要な準備、書類の修正等を行っていただきます。</li> <li>※ 当該修正等で時間を要した場合、指定開始日が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>
↓			
⑤	指定	事業の開始予定日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査の結果、指定基準を満たしていること等が確認できた場合は、指定を行います。</li> <li>○ 指定をした場合は、その旨を「熊本市公報」に掲載することにより、公示します。</li> <li>○ 申請者に対しては、指令書（申請に対する行政処分をお知らせする文書）を送付します。</li> </ul>

#### (2) 基準等の一覧

指定障害福祉サービス事業者が満たすべき基準等の一覧を掲載するので、あらかじめ、ご確認ください。

番号	基準等の種類	略称	名称
①	平成24年条例第98号	最低基準	熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
②	平成24年条例第96号	指定基準	熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
③	平成18年厚生労働省告示第523号	報酬基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
④	平成18年10月31日障発第1031001号厚労省障害保健福祉部長通知	報酬基準 留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
参考	平成18年12月6日障発第1206001号厚労省障害保健福祉部長通知	指定基準 解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

### (3) 指定申請に必要な書類等

- 本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。
- 指定申請書は、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業者ごとに作成が必要です。
- ただし、以下の場合は、一括した申請をすることが可能です。

	内容
ア	複数の障害福祉サービス事業を行う「多機能型事業所」に係る指定申請を行う場合
イ	共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う「一体型指定共同生活介護事業所等」に係る指定申請を行う場合
ウ	障害者支援施設に係る指定申請と併せて行う短期入所に係る指定申請を行う場合

※ 以下の場合は、当該新たに実施する事業に係る申請が必要です。

- ① 既に指定を受けている多機能型事業所が新たに事業を追加する場合
- ② 指定共同生活介護事業者が新たに指定共同生活援助事業を行う場合（逆の場合も含む。）
- ③ 指定障害者支援施設が新たに指定短期入所事業を行う場合

## 2・特定障害福祉サービスに係る指定の変更申請

生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型に係る指定を受けた者は、サービスの量（定員）を増加しようとするときは、指定申請と同じスケジュール等による手続きを行っていただくこととなります。本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。

※ 熊本市障がい福祉計画で定める量に既に達している場合等は、指定の変更をしないことがあります。

### 3・変更の届出

指定に係る届出事項に変更がある場合は、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。介護給付費等の加算等に係る変更の届出は、以下のとおり取扱います。  
本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。

パターン	対応内容
加算等に係る届出	届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとします。
加算等が算定されなくなる場合の届出	加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出してください。 ----- 加算等が算定されなくなった事実が発生した日（※2）から加算等の算定を行わないものとします。

※1 加算等は、算定される単位数が増えるものに限ります。

※2 特定事業所加算については、事実が発生した日が属する月の翌月初日からとします。

### 4・休止の届出

必要な人員の要件を満たさなくなった場合等に一時的に事業を休止する場合であって、事業を継続する場合は、休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。  
本市ホームページに掲載している「休止届出書」を提出してください。

※ 届出の日前一月以内にサービスを受けていた者であって、休止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者がいる場合は、その者に対する措置の内容を必ず記載してください。

### 5・再開の届出

休止した事業を再開する場合は、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。  
本市ホームページに掲載している「再開届出書」を提出してください。

※ 休止する前の状況から変更がある場合は、変更の届出に必要な書類を添付してください。

### 6・廃止の届出

指定障害福祉サービスに係る事業を廃止する場合は、廃止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。  
本市ホームページに掲載している「廃止届出書」を提出してください。

※ 届出の日前一月以内にサービスを受けていた者であって、廃止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者がいる場合は、その者に対する措置の内容を必ず記載してください。

-----  
【問い合わせ先】

〒860-8601 熊本市手取本町1番1号  
熊本市役所 健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課 自立支援班  
電子メールアドレス：shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp  
電話番号：096-328-2519  
FAX：096-325-2358